

台風19号に伴う2019年度小学校教員資格認定試験 第2次試験の中止及びその後の対応について

参考資料3

概要

10月12日(土)、13日(日)に予定していた「小学校教員資格認定試験第2次試験」を台風19号の影響により中止した。規定(受験案内)では災害の場合も再試験を行わないこととしていたが、試験の重要性、受験者への配慮等から、文部科学省として、第2次試験に代わる検定等を行う特例的な措置をとり、最終的な合格発表日(1月22日)を変更することなく今年度の試験を実施することとした。

1. 小学校教員資格認定試験について

- 教育職員免許法第16条の2の規定により、文部科学省が行うもの。
実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構が行い、大学の協力を得て試験を実施する。
- 試験は以下のものからなる。
 - ①第1次試験(教科及び教職に関する択一式試験/8～9月)
 - ②第2次試験(教科及び教職に関する論述式試験、実技試験、口述試験/10月)
 - ③指導の実践に関する事項に係る試験(授業観察、指導案作成、討論等/11月)
- 令和元年度は次の日程で実施予定であった。
 - ①第1次試験(実施済)
 - ・8月31日(土)～9月1日(日)に6大学で実施した。【受験者数780名】
 - ②第2次試験(台風19号により中止)
 - ・10月12日(土)～13日(日)に5大学(東京学芸大学、横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学)で実施予定だった。【受験予定者数295名】
(いずれの会場でも遠隔地からの受験者がいる。)
 - ③指導の実践に関する事項に係る試験
 - ・11月13日(水)～27日(水)の間の平日2日間で、第2次試験と同じ5大学で実施を予定している。(日程は会場により異なる。)
 - ④合格者の発表 令和2年1月22日(水)
- (参考)平成30年度の受験状況
 - ①第1次試験 = 受験者849名、合格者202名
 - ②第2次試験 = 受験者194名、合格者112名
 - ③最終合格者数 = 受験者112名※、合格者112名※既に教員免許状を有する者等の免除者を含む。
- 「受験案内」上は、「災害等による中止の場合を含め、いかなる場合も再試験は行わない」旨記載している。(過去に実施を中止した例はなかった。)

2. 今回の経緯

〈10月11日(金)〉

- 10月12日(土)～13日(日)に予定していた今年度第2次試験については、文部科学省(総合教育政策局)において、台風19号の影響を考慮し受験者の安全確保を最優先に検討した結果、第2次試験の実施を中止することを10月11日(金)午前に決定した。
 - その上で、受験予定者を救済する観点から、今年度の試験全体を中止とするのではなく、第2次試験を免除し合格扱いとし、「指導の実践に関する事項に係る試験」は予定通り実施する特例的な措置をとることとした。
 - 併せて、第2次試験で評価する予定であった内容について、第2次試験に代わる別の方法により確認するため、具体的内容の検討を急ぐこととした。
 - 受験予定者に急ぎ知らせるため、10月11日(金)午後、第2次試験の実施を中止し、受験予定者全員について第2次試験を免除し合格扱いとすること、今後の詳細は引き続き同ホームページ及びツイッターで公表する旨を、試験会場となる大学を通じ全受験者に個別に連絡するとともに、教職員支援機構のホームページ及びツイッターに掲載した。
 - この措置は、
 - ・ 本資格認定試験が教職を志す者、または新たな教員免許状の取得により活動範囲を広げようとする者に小学校教員普通免許状の取得に道を開く重要なものであること
 - ・ 受験者は年1回の試験に向けて準備をしてきており、既に今年度の第1次試験に合格した者であり、教育現場での活躍が期待される者であること。また、今回の第2次試験の中止は自然災害によるものであること
 - ・ 様々な教育課題を抱える学校現場にとっても、年1回のこの試験の中止は大きな損失であること
- 等を踏まえ、文部科学省としてこのような特例的な措置をとることとしたもの。

〈10月15日(火)〉

- 10月15日(火)朝、第2次試験受験予定者全員を対象として、第2次試験に代わる別の方法で「教科及び教職に関する専門性」等を評価することを文部科学省において検討中であり、詳細は近日中に同ホームページ及びツイッターで公表するとともに、対象者全員に対し郵送で通知する予定であること及び、引き続き同ホームページ等で情報を確認するよう求める旨を、大学を通じ全受験者に個別に連絡するとともに、教職員支援機構のホームページ及びツイッターに掲載した。

〈10月24日(木)〉

- 10月24日(木)朝、第2次試験に代わる「教科及び教職に関する専門性」等を評価する措置の実施方法を決定し、文部科学省から公表し、対象者全員に対し個別に郵送(速達)にて送付するとともに、教職員支援機構のホームページ及びツイッターに掲載した。

3. 第2次試験に代わる「教科及び教職に関する専門性」等を評価する措置の内容

- 第2次試験を受験予定であった者全員を対象に、以下の2つにより「教科及び教職に関する専門性」等を評価、確認することとする。
 - (1) 郵送によるレポート課題
※10月24日(木)に問題を発送し、11月5日(火)(当日消印有効)を提出締切とする。
 - (2) 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センターにおいて実施する「現代的教育課題及び新学習指導要領に関する基礎的理解(主体的・対話的で深い学び等)に関する検定」
※12月14日(土)、12月22日(日)の2回のうち1回を選択。
- この措置について、10月24日(木)午前に教職員支援機構から受験者全員に個別に郵送にて通知するとともに、教職員支援機構のホームページ、ツイッターに掲載した。
- これにより、第2次試験に代わる措置と第3次試験(11月中下旬)が並行的に進むことになるが、最終的な合格発表予定日(令和2年1月22日)は変更しない。
- なお、対象者がこの特例措置の利用を希望しない場合は、次回開催の小学校教員資格認定試験において、第1次試験を免除し、受験料を徴収しないこととする。

4. 今後の課題

- 本試験については、従来、中止の場合の代替措置を想定していなかったが、今後は今回の対応も踏まえ、予め代替策を準備できるよう検討する。